

浜松市告示第441号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による浜松都市計画事業高亀土地区画整理事業についての換地処分公告があった日の翌日から次のとおり本市内の町の区域を変更し、及び小字を廃止する。

平成29年6月15日

浜松市長 鈴木康友

1 中区砂山町に編入し、小字を廃止する区域

中区寺島町字十三通60の一部、61、61の1、61の2、62、68の1から68の3までの各一部、68の5から68の7までの各一部、字仁王門通132の2の一部、132の3の一部、132の5の一部、132の7の一部、132の10の一部、136の2、136の3の一部、136の4の一部、136の5、136の6の一部、136の7から136の12まで、136の13の一部、136の14の一部、136の15、136の16、136の17の一部、136の18の一部、136の19、136の20、136の23、147の5から147の13まで、字仁王門道北147、字十王西246の1の一部、247の1の一部、247の2の一部、247の4の一部、248の一部、248の1、248の2、248の3から248の5までの各一部、248の6、248の7、249の一部、259の1、259の2の一部、259の8、259の9、260の2の一部、字森下690の1、862の5、862の7及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

2 中区寺島町に編入し、小字を廃止する区域

中区砂山町字大門道西196から198までの各一部、字大門通西223、字大門通東220の6の一部、220の7の一部、220の8から220の10まで、231の一部、字森下220の5、700の9の一部、713の7の一部、715の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の一部

3 小字を廃止する区域

中区砂山町字南堤内65の1、65の3から65の17まで、65⁶⁵の3から66⁶⁵の5まで、67の3、68の7から68の10まで、69の2、70の4、71の2、71

の3、72の3から72の5まで、73の3、73の5、75の1、75の2、76の1から76の3まで、77の1、77の4から77の9まで、78、79の1、79の2、80の1から80の3まで、81の1、81の2、81の3、81の4、82、83の1、83の6から83の8まで、83の11、83の12、字大門道西125の1、125の2、125の7、126の1、127の1、127の3から127の6まで、128の3、128の6から128の8まで、129の2から129の4まで、130の2から130の4まで、131の1から131の3まで、132、133、134の2、135の2から135の4まで、136の2、137の2、137の3、138の1から138の4まで、139の1、141、141の2、141の3、143、143の2、144から148まで、149の3、151、152、155の1から155の4まで、170の1、170の2、171、171の2、172、173の1、173の2、174の1、174の2、175の1から175の5まで、176、176の2、176の3、179の1から179の20まで、182、182の1から182の3まで、183の1から183の3まで、183の7から183の14まで、183の17から183の25まで、185の1、185の3から185の5まで、187の2、188の2、191の1、191の2、191の5、191の6、193の1から193の10まで、196から198までの各一部、字大門通東201の1から201の12まで、201の15、201の16、201の18、201の24、201の29から201の37まで、203の1、203の3から203の8まで、204の1、204の3から204の8まで、205、205の2から205の12まで、208、208の2から208の4まで、209、209の1から209の4まで、210、210の2から210の8まで、211、211の2から211の12まで、212、212の2から212の10まで、213、213の2から213の11まで、214の1、214の2、214の7、214の9から214の13まで、215の1、215の15から215の22まで、216の1、216の6から216の8まで、216の10、216の11、218の2、220、220の6の一部、220の7の一部、222、227の1、227の3から227の6まで、228の5、231の一部、235、235の1、237、237の2、237の4、237の6から237の8まで、238の2から238の6まで、238の13から238の15まで、239の1、241、241の1、字大門道東226、字森下199の2、200の1、200の2、565の1、567の1から567の5まで、568の1、568の2、569の1、569の2、569の5から569の12まで、696、697、698の1から698の3まで、699の1、699の2、699の4から699の6まで、699の8から699の11まで、700の1、700の3、700の6から700の8まで、700の9

の一部、700の13、700の18、700の19、700の24、700の25、
700の27、700の28、700の30、700の32、713の2から713の
6まで、713の7の一部、714、715の1の一部、715の3から715の5ま
で、字十三通43の1から43の7まで、44の1、44の2、45、45の1から4
5の3まで、46、47の1から47の4まで、48、48の1、48の2、49の1、
49の2、50から52まで、53の1から53の5まで、54の1から54の3まで、
55の1から55の8まで、56の1、56の2、57、58の1から58の6まで、
59、60の一部、60の1、60の2、63、64、65の1から65の8まで、6
6の1から66の3まで、68の1から68の3までの各一部、68の4、68の5か
ら68の7までの各一部、68の8から68の11まで、72の1から72の6まで、
73、76、77、77の1から77の4まで、580の3、字仁王門通73の1から
73の7まで、74、75、75の2、79、79の1、80、81、81の1、82
の1から82の8まで、83、110、110の1から110の3まで、110の5か
ら110の9まで、111の1、111の2、112の1、112の2、112の4か
ら112の6まで、113の1、114の1、114の2、114の5から114の7
まで、115の1から115の7まで、116の1、116の2、117、118、1
21の1から121の5まで、122から125まで、128の1から128の14ま
で、128の16から128の21まで、131、132の1、132の2の一部、1
32の3の一部、132の4、132の5の一部、132の6、132の7の一部、1
32の8、132の9、132の10の一部、133から135まで、136の1、1
36の3の一部、136の4の一部、136の6の一部、136の13の一部、136
の14の一部、136の17の一部、136の18の一部、136の21、136の2
2、151、151の1から151の3まで、152の2、152の5、152の6、
155の1から155の7まで、156の1から156の4まで、157、157の1
から157の6まで、157の8、157の10から157の13まで、158、15
9の1から159の3まで、160の1、160の2、161の4、161の5、17
1の2、字仁王門道118の8から118の17まで、118の19から118の23
まで、字仁王門118の18、字十王西234の1、235の1、236の1、237、
238の1、238の2、238の5、238の6、239の4、240、240の1
から240の15まで、241、242の1、243の1、244、245、246の
1の一部、246の2から246の4まで、247の1の一部、247の2の一部、2
47の4の一部、248の一部、248の3から248の5までの各一部、249の一
部、250、250の1、250の2、251の1、251の3、251の4、252
の1、253の1、253の3、255の8、259の2の一部、260の2の一部、

260の3、260の5、260の7及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

上記地番は、平成29年1月20日現在の登記簿による。